

広島県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成三十年九月三日までの間、縦覧に供する。

平成三十年八月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原東城線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
庄原市峰田町字日雨孫三七二四番一地从先から 庄原市峰田町字下櫛三三九〇番一地从先まで			敷地の幅員 (メートル)	
			延長 (メートル)	
		九・五〇〇 六・〇〇〇	一、二六二・ 七〇	備 考
		一、二六二・ 七〇	二〇・五〇〇 一一・五〇〇	拡 幅